# 令和７年第２回本巣市議会定例会議事日程（第５号）

令和７年３月21日（金曜日）午前９時　開議

日程第１　諸般の報告

日程第２　議案第１号　本巣市こどもの権利条例について

日程第３　議案第10号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について

日程第４　議案第11号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

日程第５　議案第12号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第６　議案第13号　地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第７　議案第14号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第８　議案第15号　本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第９　議案第16号　本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10　議案第17号　本巣市基金条例の一部を改正する条例について

日程第11　議案第18号　人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第12　議案第19号　本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13　議案第20号　本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14　議案第21号　本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15　議案第22号　本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16　議案第23号　本巣市手話言語条例について

日程第17　議案第24号　本巣市下水道条例の一部を改正する条例について

日程第18　議案第25号　本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

日程第19　議案第26号　本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第20　議案第27号　本巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第21　議案第28号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第22　議案第35号　令和７年度本巣市一般会計予算について

日程第23　議案第36号　令和７年度本巣市国民健康保険特別会計予算について

日程第24　議案第37号　令和７年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第25　議案第38号　令和７年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算について

日程第26　議案第39号　令和７年度本巣市水道事業会計予算について

日程第27　議案第40号　令和７年度本巣市下水道事業会計予算について

日程第28　報告第４号　専決処分の報告について（車両損傷事故に係る損害賠償）

日程第29　議案第41号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第10号）について

日程第30　発議第２号　刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について

日程第31　発議第３号　真正中学校グラウンド南土地の測量業務に関する決議について

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

---

**出席議員（１６名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 吉村知浩 | ２番 | 髙橋知子 |
| ３番 | 瀬川照司 | ４番 | 飯尾龍也 |
| ５番 | 片岡孝一 | ６番 | 髙橋時男 |
| ７番 | 寺町　茂 | ８番 | 澤村　均 |
| ９番 | 髙橋勇樹 | 10番 | 今枝和子 |
| 11番 | 髙田浩視 | 12番 | 河村志信 |
| 13番 | 鍔本規之 | 14番 | 臼井悦子 |
| 15番 | 道下和茂 | 16番 | 大西徳三郎 |

---

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 藤原　勉 | 副市長 | 谷口博文 |
| 教育長 | 川治秀輝 | 総務部長 | 村澤　勲 |
| 企画部長 | 林　玲一 | 市民部長 | 加納正康 |
| 健康福祉部長 | 小椋真二 | 産業経済部長 | 瀬川清泰 |
| 都市建設部長 | 髙橋君治 | 水道環境部長 | 青木竜治 |
| 教育委員会事務局長 | 髙木孝人 | 会計管理者 | 磯部千恵子 |

---

**本会議に職務として出席した者の職、氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 大久保守康 | 議会書記 | 山本　憲 |

議会書記　廣瀬知倫　　議会書記　内木雅浩

午前９時17分　開議

**開議の宣告**

**○議長（道下和茂君）**

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

---

**日程第１　諸般の報告**

**○議長（道下和茂君）**

日程第１、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

初めに、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長　髙橋勇樹議員。

**○予算決算委員会委員長（髙橋勇樹君）**

それでは、報告いたします。

２月26日の本会議において当委員会に付託された議案は、議案第35号から議案第40号までの令和７年度予算、計６件であります。

当委員会を開催し、執行部から付託案件の補足説明を受けた後、質疑通告書による質疑を行いました。その後、３月10日に総務企画委員会、11日に文教福祉委員会、12日の産業建設委員会の後、当委員会をそれぞれ開催し、３常任委員会別に審査を行いました。

最後に、３月17日午前９時より、本巣市役所３階全員協議会室において、藤原市長、谷口副市長、川治教育長、各部局長のほか関係職員の出席を求め、再び付託案件６件の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

**○議長（道下和茂君）**

続いて、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長　髙田浩視議員。

**○総務企画委員会委員長（髙田浩視君）**

報告いたします。

３月10日午前９時から、本巣市役所３階第１委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。委員会には委員６名が出席し、藤原市長、谷口副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件13件の審査を行いました。

審査は、総務部関係の付託案件である議案第10号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について、議案第11号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、議案第12号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本

法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第13号　地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第14号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第15号　本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第16号　本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第17号　本巣市基金条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、企画部の付託案件である議案第18号　人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第19号　本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号　本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第21号　本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第22号　本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

**○議長（道下和茂君）**

続いて、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長　今枝和子議員。

**○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）**

それでは、報告させていただきます。

３月11日午前９時から、本巣市役所３階第２委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。委員会には委員６名が出席し、藤原市長、谷口副市長、川治教育長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件４件の審査を行いました。

審査は、健康福祉部関係の付託案件である議案第23号　本巣市手話言語条例についての審査を行いました。

次に、教育委員会関係の付託案件である議案第１号　本巣市こどもの権利条例について、議案第27号　本巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第28号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

**○議長（道下和茂君）**

続いて、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長　河村志信議員。

**○産業建設委員会委員長（河村志信君）**

それでは、報告をさせていただきます。

３月12日午前９時から、本巣市役所３階第１委員会室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員６名が出席し、藤原市長、谷口副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求

め、付託案件３件の審査を行いました。

水道環境部関係の付託案件である議案第24号　本巣市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第25号　本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、議案第26号　本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

---

**日程第２　議案第１号（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（道下和茂君）**

日程第２、議案第１号　本巣市こどもの権利条例についてを議題といたします。

議案第１号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長　今枝和子議員。

**○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）**

議案第１号　本巣市こどもの権利条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、条例制定による教師への研修等は考えているかとの質問に対し、執行部から、各学校で３月に条例に関する研修会を行うなど既に進め始めています。新しい先生も入ってきますので、４月にも研修を行って始業式を迎えたいと考えていますとの答弁がありました。

教師が将来につなげる出口をどうつくっていくかの指導や研究は行っていくのかとの質問に対し、執行部から、最上位の目標を持って対話や議論を進めていくことでつながっていくのではないかと思っていますとの答弁がありました。

条例制定がいじめ等の減少につながっていくとの思いはあるかとの質問に対し、執行部から、この取組を通していじめが軽減していくよう努力していきますし、１つの目標としてやっていく思いでいますとの答弁がありました。

教員の権利を守ることについての考えはとの質問に対し、執行部から、許されない行為に対して厳正に対応していくことが必要だと思っていますとの答弁がありました。

保護者への啓発はどのように対応するかとの質問に対し、執行部から、入学式等の場において条例の概略などを動画やリーフレットを用いて伝えていきたいと考えていますとの答弁がありました。

授業時間を短縮して子どもたちの自発的な学習の時間を確保する取組を取り入れる予定はとの質問に対し、執行部から、来年度から取組や実践を進めるため校長会で確認しているところですとの答弁がありました。

外部の専門家を積極的に取り入れる検討は行っているかとの質問に対し、執行部から、専門家に入っていただき、子どもたちの力を高めていけるよう動き出しを始めているところですとの答弁がありました。

条例改正に向けて15歳以上の子どもたちをどのように扱っていくのかとの質問に対し、執行部か

ら、卒業した子どもたちを交えた話合いを計画し、高校生の立場や状況も含めて対話する時間を持って広げていきたいと考えていますとの答弁がありました。

この条例を社会全体に広げていく考えはとの質問に対し、執行部から、著名な先生方とも連携し、この取組を発信していけたらと思っていますとの答弁がありました。

本巣市に在住する他市町の学校に通う生徒は該当しないのかとの質問に対し、執行部から、本巣市在住の全ての子どもたちが含まれますとの答弁がありました。

市外の学校に通う子どもがいじめを受けた場合、迅速かつ適切な救済を組織的に行うという理解でよいかとの質問に対し、執行部から、そのような事実があった場合には各機関と連携して進めていく必要があると思っていますとの答弁がありました。

組織はどこが中心となってやっていくのか決まっているかとの質問に対し、執行部から、教育委員会が中心となってやっていきますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

**○議長（道下和茂君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番　鍔本規之議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

今、こども条例のことについてですけれども、条例である以上はルールとしてきちんと守られていかなければいけないという中にあるわけであります。つくるだけでは目的を達成しないであろうと。委員長報告の中にも、それを遂行していくための質疑応答があったというふうに報告を受けておるわけでありますけれども、その中の救済という第11条の中においては、こどもの権利の中で虐待等々、またいじめ等々があった場合においては関係機関と速やかな対応をすると、救済に向けてというようなことが書かれている。

そのことについては、どのような組織とどのような団体をもって、子どもたちがいじめられたときにどういうふうに対応するのかというようなことは委員会の中で質疑応答があったのか、お伺いをいたします。

**○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）**

執行部のほうからの説明として、教育委員会が責任を持って担当すると。その子どもの状況に応じて、関係する部署と連携を取って対策を練っていくというような御説明がありました。

〔挙手する者あり〕

**○議長（道下和茂君）**

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

そのような答弁があったということは、委員会を傍聴させてもらって当然承知をしているわけであります。けれども、言うだけでは何ともならないなというところで、今、質疑の中で何かあったかということを聞いているわけです。

こども条例をつくるときに、子どもさんたちそのものが、現実に今いじめが行われていることを子どもたちが承知をしている中でルールをつくってきたんですね。このルールをつくるということについては、裏を返せば、助けてくださいと。私たちの中では対応のしようがないから、私たちの権利を守るために、大人の人にこういうことをしてください、助けてくださいというようなことが語られた中において、この条例が定められたと思っているわけであります。

ですので、この条例については非常にいいことではあるし、すばらしいことだと私も思っているし、反対する理由は何一つないと思っているわけでありますけれども、訴えが出たときにおいて早急に対応する体制が今現在できていないので、それを急速につくると。また、つくってほしいというような質疑応答はなかったのか、お伺いをいたします。

**○議長（道下和茂君）**

今枝和子委員長。

**○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）**

そのような質疑はありませんでした。

**○議長（道下和茂君）**

ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、委員長は自席にお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

髙田浩視議員。

**○１１番（髙田浩視君）**

この条例が上程されて１か月間、中学生がつくった条例、大変すばらしい。先日の中学校の卒業式に参加させていただいたときに、これを実際につくられた中学生のそれまでの御苦労を聞いて、本当にそれで皆さんがとことんまで話し合って、自分たちが成長したというお話を聞いて本当にすばらしいと思いました。本当にこの条例の制定に携わった全ての子どもたち、中学生に敬意を私は表します。そして感謝を述べたいと思います。

そこで今でも、私が今考えていることは、彼らなら、君たちならもっとできるはずじゃなかったかというふうに今感じているんです。君たちの力はこんなものじゃないんじゃなかったのかなというふうに、もう少し時間を与えてあげてよかったんじゃないかなという思いが私にはしているんです。当事者は全ての子どもたちです。全ての子どもたちの声を聞く必要が僕はあると思います。

確かに今委員会の報告の中であると、今後、中学校を卒業した子どもたちの意見を聞いて条例を

しっかり見直していくというお話はありました。でも、やっぱり最初から少し時間をかけてでも、全ての子どもたち、当事者の意見を聞く努力が僕は必要ではないのかと。義務教育を終えた彼らが、ここまでこの条例に携わった彼たちが義務教育を終える、このときこそ、もっと彼らの声を聞くことができるんじゃないか。僕は、彼らの意見をもっと聞くべきだという思いで、もう少し時間をかけてもっといい条例に、最初から彼らの意見を聞いた条例にしていく必要があるという思いがあって、今この条例を制定するのはいささかどうかという思いを今述べさせていただきました。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま反対の討論でしたかね。

**○１１番（髙田浩視君）**

はい。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま反対の発言がございました。

原案に賛成の発言はございますか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

今、賛成の方たちが２人、３人手を挙げましたけれども、議長におかれましては、反対の討論がないと賛成討論ができませんけれども、議長権限において、ほかの手を挙げた人においての発言も許可していただくことをお願いして、賛成討論をさせていただきます。

今、反対の討論があったわけであります。条例というものは、議会の承認があれば内容を時代の変化とともに変えることができるわけであります。生徒たちがこの場に来て、いろいろな形で議員各位においてお願いと発言をされたわけであります。また、そういう中において、子どもたちが思いとして、こういうものをつくりましたということであります。

頂いた資料の中においては、確かに子どもとしての文言が多くありましたけれども、条例として定める文章ではないというような文面もありましたけれども、そういう思いを込めて条例文章に直したところも多々あるわけであります。

その中において、議会として、また大人として、こういう責務を負うんですよということが記載されている中において、大人として、またこの条例を認める以上、その条例に対してきちんと施行していくこと、実行していくことがこのこども条例の意味でもあるだろうと思っておりますので、中身においての変更ができない中において、もう少し熟慮した議論をして、今の内容ではというような反対だったと思いますけれども、子どもの中において、また説明の中においては、その都度、子どもたちの思いとして変更することをよしとすることも記載をされておりますので、私は一日も早くこの条例を制定して、大人としての責務を果たさなければいけないという思いが強うございますので、賛成とさせていただきます。終わります。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま賛成の討論がございました。

反対の討論はございますか。

〔挙手する者あり〕

河村志信議員。

**○１２番（河村志信君）**

反対という意味ではございませんが、髙田議員同様に、今の子どもたちの置かれている環境は非常に厳しいと。私たちの子どもの頃は、ふんわかしたムードがあったわけですが、非常に厳しい感じを受けております。

鍔本議員からもありましたいじめ問題、虐待問題、それから育児放棄だとか非常に大きな社会問題を抱えております。そういう社会状況の中で、えてしてこどもの権利条例、内容は非常にいいものだとは思いますが、そこに隠れた社会環境、周りの大人としてやるべきことが、やはりもう少し補強しないと表面的なきれいごとの条例になりかねないというのが私の心配で、そういう意味で、より掘り下げた、このこども権利条例が本当に守られていく環境をもう少し考えたほうがよいかなという思いで、反対討論という形を取らせていただきました。以上でございます。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま反対討論がございました。

賛成の討論はございますか。

〔挙手する者あり〕

４番　飯尾議員。

**○４番（飯尾龍也君）**

私は、賛成の立場から一言申し上げます。

まずは、これはまず子どもが皆二千四百十数名の声を聞き、子どもたち自身で条例を提案してくれた。これはゴールではなく、あくまでスタートです。子どもたちがつくったものを、スタートを切って、これをよりよいものにするためには、ぜひこれはこの機会に権利条例が制定されることは非常に大事かと思います。

私も抜け落ちているというのは、やっぱり高校生、今卒業された高１になるであろう人はよろしいかと思いますけど、高校２年生、３年生の声もやっぱり聞くことも大事かと思っております。そこまで含めたのがやっぱり子どもでありますから、今後はそういう子どもたちの声を聞きながら、ぜひともよりよい条例にしていくのも大切かなあと思い、賛成といたします。よろしくお願いします。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま賛成の討論がございました。

反対の討論はございますか。

〔挙手する者あり〕

１番　吉村議員。

○１番（吉村知浩君）

この条例は４月１日から施行となっています。先ほどから少し御意見があるように、この11条のところで、委員会でも質問させていただきましたが、その体制が整っていくのかどうか、飾り物になっていないのかどうか、高校生を聞く、例えばＬＩＮＥの開設ができているのか。４月１日の時点で、この11条を市が守れるのかどうかというと、まだまだちょっと不安要素があるのかなというところ、初動マニュアルの作成とか、そういった部分において反対討論とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の討論がございました。

賛成の討論はございますか。

〔挙手する者あり〕

寺町議員。

○７番（寺町　茂君）

賛成の立場から申し上げたいと思います。

今、最初の髙田議員の御指摘のように、不十分ではないかという思いがございまして、文教福祉委員会の中で幾つも質問させていただきました。それに対して、非常に教育委員会の積極的な取組を感じました。さらに18歳までの、15、16、17というのか、高校世代の意見も今後徐々に取り入れるというふうなお話がございました。

そんな中で、既に各学校で来年度に向けて、こういったこどもの権利を生かした体制づくりが進められている。やはり学校ごとにそういった特徴ある校風をつくっていく非常にすばらしいきっかけになると思います。

これを進めながら、やはり徐々に改正をしていくという形で、一刻も早く教育現場に取り入れることが重要ではないかという思いで賛成させていただきます。

○議長（道下和茂君）

反対の討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

ほかに、賛成でも先ほど手を挙げた方お見えですので、賛成討論を許しますので。

〔挙手する者あり〕

髙橋時男議員。

○６番（髙橋時男君）

私も賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

まずは３月議会の初日に、代表者の方がここの議場で思い等を聞かせていただきましたが、思ったのは、こどもの権利条例ですけど、これは大人の条例でもあるのかなあという印象をまず最初に持ちました。その上で、例えば本巣市のまちづくりを考えたときに、将来を担う子どもたちの視点に立った優しいまちづくりを考えたときに、やはり子どもにとって優しいまちというのは、我々大人にとっても住みよいまちづくりになるのではないかなあという思いをしております。

そういう意味において、そうなるためには子どもたちの家庭に、子どもたちが参加して、子どもたちの意見が言えるような環境を整える。そのためには、この条例の制定は必ず必要だということから、私はこの条例に賛成をいたします。以上です。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これで討論を終わります。

これより議案第１号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数でございます。御着席ください。したがって、議案第１号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第３　議案第10号から日程第15　議案第22号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（道下和茂君）**

日程第３、議案第10号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例についてから日程第15、議案第22号　本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第10号から議案第22号までについては総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長　髙田浩視議員。

**○総務企画委員会委員長（髙田浩視君）**

報告いたします。

議案第10号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明を受けた後、質疑を行ったところ、委員から、施行期日はいつからかとの質問に対し、執行部から、施行日が公布の日となっており、本会議で可決後すぐ公布されますから、次の選挙から該当することとなりますとの答弁がありました。

配布方法はどのように考えているかとの質問に対し、執行部から、新聞折り込みによる配布を考えていますが、新聞を取っていない市民もいらっしゃると思いますので、公共施設10か所ほどに置く予定をしていますとの答弁がありました。

選管のホームページに掲載する考えはとの質問に対し、執行部から、ホームページにも掲載する予定ですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第11号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明を受けた後、質疑を行ったところ、委員から、第２条第３項の31万6,250円の計算根拠はとの質問に対し、執行部から、金額については公職選挙法施行令に記載があるので、それに準じていますとの答弁がありました。

ビラ作成費用をポスター作成業者に依頼することで、ポスター作成費用にデザイン費等を含めたような形にすることは可能かとの質問に対し、執行部から、金額と枚数については公職選挙法にのっとっております。今回の公費負担は市から業者にお支払いしますが、ビラとポスターの内訳が分かるような契約をしていただくことを考えていますとの答弁がありました。

無投票の場合、公示日の１日分は支給されるのかとの質問に対し、執行部から、自動車借り上げについては１日分、ビラ、ポスターについては全てお支払いすることとなりますとの答弁がありました。

実際に配布されなくても費用が支払われるということかとの質問に対し、執行部から、そのとおりですとの答弁がありました。

市に提出した関係書類は情報公開の対象となるかとの質問に対し、執行部から、対象になりますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第12号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行いましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第13号　地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行いましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第14号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行いましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第15号　本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、個別の補償が手厚くなっているとの解釈でよいかとの質問に対し、執行部から、補償額については階級と勤務年数で決まっていますが、人件費が高騰していることもあり、金額が引き上げられたものです。また、配偶者への扶養

手当については、令和８年度にゼロになるということで、令和７年度は経過措置として100円となります。22歳までの子どもに対する扶養手当は、令和７年度は383円になり、令和８年度にはさらにアップしますとの答弁がありました。

公務災害の年間実績はとの質問に対し、執行部から、今のところ大きな災害はございませんとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第16号　本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、シニア層に期待することはとの質問に対し、執行部から、地域に精通していることが強みであると考えますとの答弁がありました。

一度退職して復帰した場合の退職金の支払いはどうなるのかとの質問に対し、執行部から、退職金の支給を受けた場合は１年目からということになりますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号　本巣市基金条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、総額の予算はある程度組んでいるのかとの質問に対し、執行部から、目的に合ったものの予算のみ積みますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第18号　人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行いましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号　本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、子の養育のために例えば時間外を免除しているような実績はあるのかとの質問に対し、執行部から、育児休業後の時短勤務という形で制度を利用している方はいますとの答弁がありました。

３歳から就学の始期とは具体的に説明をとの質問に対し、執行部から、就学の始期につきましては入学する年の４月１日ですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第20号　本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、改正の割合の計算根拠はとの質問に対し、執行部から、同級他団体や近隣自治体の現状を踏まえて審議を行いましたが、結果７％増が妥当という答申に至りましたとの答弁がありました。

市議会議員の仕事量などを見て上げられたということではないということでよいかとの質問に対し、執行部から、審議の過程の中では、標準的な活動量はどういうものがあるかという議論はありましたとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第21号　本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、今回教育長のみが対象の理由はとの質問に対し、執行部から、次期任期からという考えの下、今回諮問されたのは教育長並びに議会議員の報酬ということですとの答弁がありました。

近隣市町との比較はとの質問に対し、執行部から、近隣市町等の状況も参考としていただきましたとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第22号　本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行いましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

**○議長（道下和茂君）**

議案第10号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第10号につきましては原案のとおり可決することと決定いたしました。

議案第11号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

市長選挙におけるということで、負担金というか、いろんな形のものが出たわけでありますけれども、委員会の中で、今までこういう案件が十数年出てきていなかったわけであります。私の記憶では、20年ぶりぐらいというふうに記憶しているわけであります。

どうして今、今まで20年間出てこなかった案件が出てきたのかというようなことの質疑応答はあったのか、お伺いをいたします。

**○議長（道下和茂君）**

髙田委員長。

**○総務企画委員会委員長（髙田浩視君）**

報告いたします。

委員会において、そのような質疑はなく、委員長として報告すべき内容はございません。以上です。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

なぜ出てきたかという理由も、委員会の中で質問等々はなかったということであります。

また、もう一点お聞きをするわけでありますけれども、金額において、この金額が妥当であるのか否か。選挙活動するにおいて、他市他県と比べると、私の思いとしてはそんなに高い金額ではなかったというふうに思っております。

今まで20年近く選挙のことに関して、こういう形の補助というものが何一つ出ていなかった中において、今回そういう条例等々がないのは岐阜県の中で２市ぐらいだと記憶しております。あとのところは、全て前からこのような形の条例が出て、選挙に対する補助というような形が出ていたわけであります。

また、その中において、車等々に対する金額等々、また公報紙等々に対する金額が、私の思いとしては相当低いのではないかというような思いをしておるわけでありますけれども、そのような審議等々はあったのか、お伺いをいたします。

**○議長（道下和茂君）**

髙田委員長。

○総務企画委員会委員長（髙田浩視君）

報告いたします。

その金額の計算根拠についての質疑はありましたが、高い低いという議論はありませんでした。

以上、報告いたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

河村議員。

○１２番（河村志信君）

反対の立場で述べさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

討論。

○１２番（河村志信君）

討論でよろしいでしょうか。

よろしいでしょうか、議長。

○議長（道下和茂君）

いいですよ、どうぞ。

○１２番（河村志信君）

選挙公営について、私なりの思いを反対の立場で述べたいと思います。

昨今の知事選であったり、都庁の選挙にありましても、非常に有権者が不信感を抱くような候補者であったり、経費が使われているんじゃないかという立場でちょっとお話しさせていただきます。

公職選挙法に基づいて行われているわけなんですが、まず１点が、ＳＮＳを多用したような形のちょっと疑問を感じるような活動であったり、それから昨今ですと、２馬力というような言葉の当選を目的としていないような対立候補を落とすためのような選挙であったり、それからさきの市長選でもございましたが、全国を渡り歩いて、ある程度の立候補をして、票を取れば供託金が返ってくるだとか、そういういろんな選挙に対する有権者の疑問というか不信感がある中で、今回本巣市においても選挙公営を導入されるということですが、いろいろ細部を慎重に検討して、こういう貴重な市民の方、有権者の税金を選挙公営として使うことについては、よりもっと慎重な議論を重ね、本当に有権者に、市民の方に支持される選挙公営の運営をするべきではないかという思いで反対ということで意見を述べさせていただきました。以上でございます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がございましたが、賛成の発言はございますか。

〔挙手する者あり〕

飯尾議員。

**○４番（飯尾龍也君）**

私は賛成です。やはり資産を持っているとか、お金を持っているという方しか議員活動ができない、要するに政治運動等できないというのは非常に公平感がないと思います。やはり誰でも手を挙げて、どのような状況の立場の人であろうが、選挙に出てそれぞれの思いを訴え、そして議会等に出馬する、非常にそれが公平公正だと思いますので、ぜひともこの選挙公営に賛成したいと思います。以上です。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はございますか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

私は、先輩議員からいろいろなことを教えられてきたわけであります。その中で、先輩議員たちが言われていたことについてということで、質問の中にも述べさせてもらったように、どうして20年ぶりにこの案件が出てきたのかなあという思いで質問をさせてもらったわけであります。

確かに選挙に対する費用の負担をしてもらえるということについては、選挙を行う人間にとっては非常にありがたい制度だろうなという思いをしているわけであります。今までそういうものが出てこなかったこと自体、私としては不思議だなあという思いをしているわけであります。

今回、報酬審議会のほうからの厳しい指摘の中にもあったように、市議会議員が何をしているのか、市民にとってよく分からない。ただ単に議会に出てきて、意見も言わず、質問もしなく、そしてどういう行動をしているのかということもよく分からない議員がたくさんいるというような指摘を受けているわけであります。

けれども、そういう議員の活動を広く市民の人に知っていただく方法の一つとして、選挙活動というものがあるわけであります。また、新人の方が出てくる場合においても、私はこういう思いで本巣市をよくしたいんだという公報を出したり、意見を言ったりして支援を仰ぐわけであります。私は、議員になって、また選挙に５回ばかり出ているわけでありますけれども、公約というものは一切書いたことがないわけでありますけれども、他の候補者においては、当選したらこういうことをするんだと、また自分はこれからこういうことをしたいんだということを市民に訴えて、そして当選をさせてもらうというような行動を起こすのが選挙運動だろうと思っております。

ですので、報酬審議会の中にも指摘されたように、もっと多くの人に自分の活動を、こういう活動をしているんだと、議会とはこういうものであると、議員のバッジを利用して私利私欲に走っているんじゃないんですよというようなことを市民の人に知ってもらうためには、もう少し多くの予算が組まれてもしかるべきだというような思いをしておりますので、今回のこの金額においては到

底容認ができないということで、金額が少ないということで反対の討論とさせていただきます。

議員各位におかれましても、よろしく御賛同のほどお願いをいたします。終わります。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま反対討論がございました。

賛成の討論はございますか。

〔挙手する者あり〕

髙橋勇樹議員。

**○９番（髙橋勇樹君）**

ただいま反対の討論がありましたので、賛成の立場で討論に参加させていただきたいと思います。

まず、先ほどの討論におきましては、もっと予算をという反対の御意見だったと思いますが、先ほど委員長からも報告があったように、今回の金額においては公職選挙法に基づいた金額の上限だというふうに執行部からの御説明もありました。ゆえに、予算としてはこれが一番妥当だというよりかは、これがマックスなんじゃないかなというふうに思います。

さらに、また今回この選挙公費負担に関しましては、執行部からの説明におきましてはお金がかからない選挙ということで、お金をかけずに、お金があるないに関わらず、先ほどの飯尾議員の賛成討論と同様になるかと思いますが、あるないに関わらず多くの方が選挙に出馬できるようにということで今回設けられた条例だと私は感じております。

ですので、今後この本巣市での市議会、また本巣市長選挙にいろいろな立場の方が参加できるようにという条例だと思いますので、これに関しては賛成をさせていただきたいと思います。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第11号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第12号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第12号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第13号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第13号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第14号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛

成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第14号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第15号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第15号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第16号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

この16号、消防団員に対する退職金等々のことが記載をされているわけであります。提案をされているわけでありますけれども、このことについては、私が議員になった当初、相当にまあまあのものをもらっていたのか、いかかは知りませんでしたけれども、私が議員になったときに、消防団員の報酬等々が相当に下げられた経緯があるわけであります。

その中で改正が行われて、今そこそこの金額が出るようになっているかと思うわけでありますけれども、地域市民が、消防団員に若い人たちが入ってくるということについては、非常に今応募が少ないという状況の中において、委員会の中において、もう少し報酬等々を上げたらどうだというような意見はあったのか否か、お伺いをいたします。

**○議長（道下和茂君）**

髙田委員長。

**○総務企画委員会委員長（髙田浩視君）**

そのような質疑はなく、委員長としては報告すべきことはございません。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第16号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第17号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第17号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第18号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第18号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第19号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第19号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第20号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

この市議会議員の報酬についてのことでありますけれども、この報酬については、委員長報告の中にもありましたように、７％が妥当であるというような報告があったわけであります。その中において、報酬審議会等々の意見等々を鑑みたときに、非常に厳しい報酬審議会からの指摘があった

というわけであります。この報酬審議会の中身が本当に事実だとするなら、ここにおる市議会議員は即刻議員のバッジを外さなければいけないだろうという思いをしておるわけであります。

けれども、一応の中においては、活動している議員もいるというような形でフォローしているわけであります。そういう中においても、今議会の中においても、いろいろな形で批判を受けてもいいような議員がいるわけでありますけれども、また、自ら得た職務を辞めざるを得ないような議員がいることも確かであります。

そういうことを鑑みれば、報酬審議会からの指摘もまんざら間違ったところがあるとも言えないだろうと感ずるわけでありますけれども、委員会の中においては、過去の事例等々、議員が談合に関与したり、また工事等々において業者に対して嫌がらせをしたり、また妨害行為をしたり等々のことが過去にもあったわけであります。

そういうことを踏まえた中において、今回の報酬の２万1,000円アップということについては、過去の事例等々についての質疑応答があったのか、お伺いをいたします。

**○議長（道下和茂君）**

髙田委員長。

**○総務企画委員会委員長（髙田浩視君）**

報告いたします。

委員会の中では、報酬審議会のことについての議論に関しては、同級他団体や近隣自治体の現状を踏まえて審議を行いましたが、結果７％が妥当ということと、審議の過程の中で標準的な活動はどういうものがあるかという議論はあったということですが、それ以上の内容について総務企画委員会の中で議論することはありませんでしたので、報告すべき内容はございません。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

報酬ですので、議員にとっては議員のことなんですね。ですから、議員が自らをどのように評価するかということであるわけであります。それを、また外部といっては失礼かもしれませんけれども、報酬審議会に委ねて、報酬審議会からの答申によって今回２万1,000円の報酬アップとなったわけであります。当然自分たちのことについての指摘、評価がその中に含まれているわけであります。２万1,000円アップとなっても、隣の瑞穂市よりは報酬が少ないわけであります。そのことにおいて、同じバッジをつけている議員として、金額だけの評価とするなら、瑞穂の議員よりも程度が低いという評価になるわけであります。確かに程度が低い議員もいるかもしれないけれども、そのことについて、議員としてこの報酬審議会からの報告に対して内容について審議をし、そして評価に対する評価をどのようにしたのか、お伺いをいたします。

**○議長（道下和茂君）**

髙田委員長。

**○総務企画委員会委員長（髙田浩視君）**

今の件に関しましては、委員長として報告すべき内容はございません。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

今回委員長報告の中にもありましたように、議員報酬を７％アップということであります。この議員報酬は、私が議員になってから３度目になるかと思うわけであります。20年間で２回報酬が上がったわけでありますけれども、本巣市議会としては、そのことについていろんな形で評価をしてもらったり、また指摘をもらったりという中であります。

今回は、報酬審議会を、前の報酬審議会のメンバーの方たちからの答申に附帯決議というような形でついていることについては、私たちでは議員の報酬を決めかねるところがありますので、改めて近いうちにまた報酬審議会を開くようにというようなことが添え文としてあったと記憶しております。にもかかわらず、７年以上報酬審議会を行わなかったということについては、非常に市長に対して不信を抱くわけであります。報酬審議会の提言はあくまでも提言であって、一番身近に見ているのは市長であり、また執行部であるわけであります。議員活動において。その議員活動の評価を参考とするのが報酬審議会の提言であり、２万1,000円を上げるということについての提案は市長の提案であります。

私としては、東京に陳情に行ったり、県に陳情に行ったり、いろんなところにおいて市民のためになることで汗をかいているわけであります。また、それに同調して陳情に参加をしてくれる議員も多数いるわけであります。

そういう中において、他市の議員よりも報酬が低いということは、裏を返せば、あなたたちはもっと市民のために汗を流せという檄であろうと思っておるわけであります。一生懸命でやっている議員にとっては非常に不愉快であるような答申でもあり、７％というのは物価高騰の云々から見ても非常に低いアップであり、また時世の中においては、給料も前年よりも６％、７％アップとなっているわけであります。その前年は、そのまた前年よりも５％、６％のアップとなっているわけでありまして、この数年の間には十数％の報酬がアップされているし、国のほうもそういう方向で向かっている、企業も向かっている中において、本巣市議会の報酬が７％というのは、物価高のものに対する評価よりも低いということでありまして、非常にこの２万1,000円という金額には、一生

懸命やっている議員のことを思うと到底容認できる金額ではありませんので、改めてこの金額の改正を求めるためには、この案件は不として、次の６月議会等々に改めて出していただくことをお願いするためにも反対の討論とさせていただきますので、議員各位におかれましては、自分たちの評価だという形を胸に入れて、反対に賛同していただくことを切にお願いをして反対討論とさせていただきます。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま反対の発言がありましたが、原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

吉村議員。

**○１番（吉村知浩君）**

ただいま鍔本市議のほうから、やったことに対しての評価としては低過ぎるのではないかというような内容だったと思いますが、私はこの議員報酬を考えるときに、どうしても選挙で適正な人数の候補者が出るのかどうかといった部分を考えて報酬を決めるべきだと思っています。

隣の岐阜市では55人だったかな、立候補者が出てという部分の中では、僕はあそこまで上げると適正な人数ではないと考えています。かといって、無投票になったりとか、万年同じ顔が何期もずうっと続いているとか、そういった部分も片や適正ではない。今、この本巣市はどうかというと、少し立候補者が少ない。議会の新陳代謝が進んでいないと感じますので、上げるというのは妥当だと思います。

また、報酬審議会においての提言書の中にもあった課題というのは、一定耳の痛い部分でも、まだ見えないのじゃないか、開かれた議会ではないのではないかといった提言書、非常に耳が痛いなと。今まさに話し合っている開かれた議会、市民の皆さんにこの議場で何が行われているのか、一般質問だけでなく、ほかの委員会や何かも見ていただけるような、今まさにその答申書に、意見書に対して応えるような施策をできたときに初めてもう一歩前に進めるのではないかと思っています。

まずはここで２万1,000円と。自分がやっていることに対しての評価を求めれば切りがありませんし、やっている各議員、金額が変わってくるのも事実だと思います。そうじゃなくて、適正な市議会を目指すために、適正な新陳代謝を進めるためには幾らぐらいが妥当なのか、そういった視点で物事を考えて、上げた議員報酬はなかなか下げることはできないので、まずは一歩これで様子を見て、この９月議会、何人ぐらいの立候補者が来て、新陳代謝が進むのか。それを見て、また自分たちに何ができたのか、また次の報酬審議会にかけて評価していただくというのが妥当だと思います。よって、賛成としたいと思います。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

河村議員。

**○１２番（河村志信君）**

反対の立場でお話ししたいと思います。

そもそも議員報酬が近隣市町との中で決められるとすれば、これは私は大きく違うと思います。本巣市であり、本巣市議会の中においてでこの評価が我々議員はされるべきかなと。その中で関しますのが、確かに審議会の方が議員の活動が見えないだとか、何をやっているか分からんというのは、これは大きく我々に課せられた評価だと思いますが、そうではなく、また逆に審議会の方もそうだと思いますが、より議会に関心を持っていただき、一人一人の議員が何をやっているかということをもっと細かく見ていただき、傍聴にも来ていただき、議会だよりもきちんと見ていただき、その中での評価であるとすれば、これは我々大いに反省すべきですが、どちらかというと、議員は何をやっておるか分からんだとか、あの議員にこんな報酬を払う必要がないというような発想で、もしこの議員報酬が決められるとすれば、私は非常に憤慨したいというのが思いでございます。

それに、全国的に議員の成り手がない、候補者が出ない、この大きな要因にもちろん収入がございます。じゃあ我々、私は70代でございますけど、現役の30代、40代、50代の頑張っている民間の企業で働いている方が、じゃあどれだけの報酬をもらっているか。その中で多分高いと思います。それが大きく下がるような形の議員に、あえて手を挙げるかと。正直言って、私の周りでもそういう声が聞こえます。議員で報酬が、あんな厳しい報酬では、子どもも大学も行っているし、養えないし、そんな私は全然魅力を感じないよというのも生の声だと思います。そういうのも踏まえて、近隣市町とか世間がどうとかじゃなくて、本巣市としてどれだけ出せるか、それから議員の活動が本当に評価されるものか、そういうもので私は議員報酬が決まるべきだと思っております。

そういうような形で、私はこの妥当な７％とか、２万幾らの増額でなくて、せめて、この４年間しか議員はありません。また選挙で落選すれば、ただの人でございます。そういうリスクも踏まえた中での評価として、もう少しせめて40万円台だとか、そのくらいはもらってしかりという我々は自負を持って議員活動をやってきたという思いで、この条例については、私は反対の立場で発言させていただきます。以上でございます。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま反対の発言がございました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

髙田浩視議員。

**○１１番（髙田浩視君）**

賛成の立場で御意見申し上げたいと思います。

私も報告させていただいたんですが、同級他団体や近隣市町の現状を踏まえて、同級他団体の現状も踏まえています。何分やっぱりない袖は振れません。本巣市の財政状態が僕は決して悪い状態だとは思っていませんけど、財政状況や財政規模を十分把握して、７％が妥当であるというふうに出されたと思います。

極端な例を出して申し訳ないですけど、例えば北海道の夕張は破綻しました。その議員が全然働

いてなかったかというと、そんなことはない。私たちよりも一生懸命働いていたという例もあるし、やっぱり財政規模というのが、財政状況を見ながら、その中で僕たちはそれに甘えることなく一生懸命議員活動をしていかなきゃいけないですけど、やっぱりそのバランス、財政規模、財政収入等の財政状況等のバランスを考えて、今後その状況が結果に現れてくるんだったら、ますますもっと要望も出していただく、認めてもらう必要があると思いますけど、現状はこの数字が、私は今の本巣の財政状況、財政規模から見ては妥当だというふうに考えて、賛成させていただきたいと思います。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第20号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第21号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

これは、教育長に対する評価という形のものだろうというふうに思うわけであります。本巣の教育長は、学校教育等々においては全国でもまれに見るぐらいの成果を上げているわけであります。それに対する対価がどのようなものかというようなことでありますので、委員会の中においては教育長に対する評価がどの程度のものであるのか、また、他市他県の教育長に対する評価と、本巣市の教育長に対する評価がどのようであったのかというようなことが質疑応答の中であったのか、お伺いをいたします。

**○議長（道下和茂君）**

髙田委員長。

**○総務企画委員会委員長（髙田浩視君）**

申し訳ないです。そのような質疑はなく、委員長として報告すべき内容はございません。

〔挙手する者あり〕

**○議長（道下和茂君）**

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

これは議員の報酬と同じような意味合いだろうと思っています。どこに目線を置くのかということが１つの基準になるだろうと。高い目線の人と低い目線の人、また議員にしても同じことなんですけれども、議員活動を高く持っている人と、まあ来て給料だけもらえばいいという低レベルの市議会議員の見る目線とは、当然違ってしかるべきだと思っておるわけであります。

財政がどうのこうのということが、先ほど議員の報酬の中でありましたけれども、教育長の評価についても市議会議員の評価についても、今の現状を鑑みれば、もう少し教育長に対しても高い評価があってもしかるべきだろうという思いで、当然報酬を決める中において、そのような審議がなされたであろうと思って期待をして聞いたわけでありますけれども、残念ながらそのような質疑応答もなく、評価の基準等々もなく、隣の北方町の町長と同等の評価しかもらっていないというような寂しい中での委員会での議論だったと解釈するしかありませんけれども、ほかのことで何か評価に対するような質疑応答があったのか、改めてお伺いをいたします。

**○議長（道下和茂君）**

髙田委員長。

**○総務企画委員会委員長（髙田浩視君）**

報告いたします。

委員会の中で議論されたのは、今回の対象となった時期と近隣市町との比較に関してだけで、それ以上の質疑応答はありませんでした。

以上、報告すべき内容は以上です。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

今、委員長報告の中にもありましたように、他市他県の教育長に対する報酬等々を比較したというような報告があったわけでありますけれども、どこを見て評価をしているのかと。本巣市は、市としては大きな市なんです。隣の北方町とは違うんです。北方町は義務教育もやっているわけでありますけれども、世間の評判は、最低のやり方であるというようなひどい評価をいただいているにもかかわらず、本巣の義務教育は全国的に見ても高い評価をいただいているわけであります。そういう中において、北方の教育長とちょぼちょぼの報酬というのはいかがかという思いをしておるわ

けであります。

我がふるさとの愛知県碧南市の教育長とも結構親しくさせていただいておりますし、いろいろな意見を聞いたりしておるわけでありますけれども、碧南の教育長ですら、うちの教育長に対しては高い評価をしているわけであります。また、周りの市長さんたちの評価を聞いてみても、うちの教育長は相当に高い評価を得ているわけであります。

にもかかわらず、今回のアップにおいては、与えられた任務をとことんやっている評価としては非常に低いであろうという思いをしておるわけであります。市議会議員の評価においても同じようなことが言えるんですけれども、議員たちが一生懸命やっているからこそ、住みよさが岐阜県の中でトップなんです。市としてもトップなんです。その一端も、教育というものが含まれていることも確かであります。そういうことを鑑みたときに、どうしてこんなに評価が低いのかなあと。また、この庁舎もすばらしい庁舎ができている。けれども、市民に対しての負担が少なくなるようにという形で、議員各位が、また執行部、市長も含めて努力した結果として、合併特例債を80億残して、それでもなおかつ住みよさランキングでは岐阜県の中で市としてはトップなんです。

そこまでしていることについての評価が非常に少ないということについて到底容認ができませんので、改めて議員各位においても否決をしていただき、６月議会で改めて給料アップの議案を出していただくことを市長にお願いをして、反対の討論とさせていただきます。終わります。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

髙橋勇樹議員。

**○９番（髙橋勇樹君）**

私は、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

私、この総務企画委員会でも委員として説明を受けたわけでございますが、確かに鍔本議員が言われるように、本巣市の教育長の給与に関しましては低いと思います。今までの功績だったりとか、今やられているそれにおきましても評価されるべきと、もっともっと評価されるべきと私は感じているところでありますが、今回この条例に関しましては、例えば今現在の川治教育長の評価は非常に高いものではあるんですが、次に教育長になられた方が、ないとは思いますが、今の川治教育長ほど仕事をやっていな……、仕事ができないという言い方はちょっと言葉を選ばなくちゃいけないんですけど、できない方がいらっしゃったときは、この条例が、この給料が高いままでいってしまうというおそれもあります。

もちろん条例は、変更はできると思いますが、上げてしまったものを下げるというのが非常に難しいというふうにも感じているところから、今回７万円ほどアップだったと思いますけれども、その７万円アップというのは今現状では妥当だと思いますし、本巣市の財政状況も見て、ぼーんともっと上げるべきだとは思いますが、ここは仕方がなく７万円というのも分かる範囲だと思いますの

で、今回賛成の立場で討論に参加させていただきました。以上です。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

先ほど飯尾議員、賛成討論、せっかく手を挙げていただいたので、賛成の討論を願います。

**○４番（飯尾龍也君）**

私も一般質問で教育長のこれからの抱負等をお伺いして、ぜひとも再任していただく形で可決されました。任期がまた４月からということになっておりますので、やっぱりこの時期に上げるべきだと思いますし、この金額が妥当かどうかとは、私としてはなかなか難しいですが、評価ははっきり言って高いです。早速４月１日から施行するには、今の時期に条例を改定して、この金額でよしとし、またこの金額が妥当じゃないという場合であれば、また修正して条例を上程して上げればいいと考えておりますので、今回においては賛成といたします。よろしくお願いいたします。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

今、賛成討論等々を聞かせていただきまして、私の反対討論はよしとしてでも、この議案には賛成をさせていただきますので、よろしくお願いします。

**○議長（道下和茂君）**

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第21号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第22号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第22号については原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。11時10分より再開いたしますので、よろしくお願いします。

午前10時55分　休憩

---

午前11時10分　再開

**○議長（道下和茂君）**

それでは、再開します。

---

**日程第16　議案第23号（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（道下和茂君）**

日程第16、議案第23号　本巣市手話言語条例についてを議題といたします。

議案第23号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長　今枝和子議員。

**○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）**

議案第23号　本巣市手話言語条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、学校での障がい者に対する意識改革はされているかとの質問に対し、執行部から、現在具体的な事業は動いていませんが、調査を行い、必要であれば手話通訳者等の派遣をすることになりますとの答弁がありました。

広報やホームページ等を見られない方への意識改革の考えはとの質問に対し、執行部から、条例制定を機に周知啓発活動に努めてまいりますとの答弁がありました。

条例制定によって市民にとって何が変わるのかとの質問に対し、執行部から、啓発を行う中で、市民の方にも手話に対する理解をいただく機会を設けていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

市内の手話クラブとの今後の連携はとの質問に対し、執行部から、イベント等で関係団体の協力をいただきながら手話啓発につなげていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

手話通訳者を１日依頼する際に要する費用はとの質問に対し、執行部から、手話通訳者は１時間2,100円と金額が決まっています。また、交通費や事務手数料がかかりますとの答弁がありました。

周知啓発のタイムスケジュールはとの質問に対し、執行部から、まずは市職員の意識改革のため

の研修を実施し、広報紙やホームページ等での啓発を行っていきますとの答弁がありました。

新庁舎開庁後に手話通訳者が必要となった人数はとの質問に対し、執行部から、来庁者数の把握はできておりませんが、来庁された場合は筆談で対応していますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

**○議長（道下和茂君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

髙橋時男議員。

**○６番（髙橋時男君）**

委員長にお尋ねをいたします。

この委員会において、この手話言語条例の制定後、本市の新たな体制整備であったり、具体的な推進の方法等についての議論があったのかどうか、お尋ねいたします。

**○議長（道下和茂君）**

今枝和子委員長。

**○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）**

先ほど報告の中にも申し上げましたように、まずは市職員の意識改革から始めるというような議論というか、御説明がございました。それ以外はありませんでした。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

今、委員長報告の中において、市の職員の意識改革、また子ども等々に対するというような質疑応答があったというようなふうの委員長報告でありましたけれども、それは耳の聞こえない人にとって、結果として手話をしてもらえればありがたいというようなことなんですね。また、一般の人たちに、耳の聞こえない人には手話をこうやってやったらいいですよとか、いろんな形の報告という内容の審議が多かっただろうと感ずるわけでありますけれども、耳の聞こえない人がこの中に本当にいたとしたら、誰が耳が聞こえないのかということをどう判断するかということなんです。

私ごとで申し訳ないけれども、私の女房は耳が非常に遠い。ですので、補聴器を外すと、後ろから声をかけたときに何も聞こえないというような雰囲気なんです。けれども、そのことを私が忘れていてお母さんに声かけをする。いろんなことを、おい、今晩のおかずはどうだとか、今からどこどこに行こうかとか言ったときに、お母さんは前を向いていると聞こえないから、語りかけた私としては無視されているような気がする。これが世間だろうと思うんです。

ですので、耳の聞こえない人たちが健常者と同じような形の服装云々で世間を歩いていたときに、何か声がけをしようとしたときに、聞こえないということが分からないから無視されたというふうに取れてしまうんですね。親切に何かしようと思ったり、何かを尋ねようと思ったときに、耳が聞こえないということが分からないから、尋ねたときに当の本人は聞かれていると分からないから無視しちゃうんですね。聞いたほうとしては、ばかもんというような形になるんじゃないかなという思いをしているわけなんです。

そのためにはどうしたらいいんだと。五体不満足ということが分からない、耳が聞こえないということが分からない人に対して、どうして耳が、私は耳が聞こえないんだよということを知らしめるための方法とか政策とか、いろんな形があるだろうと思う。そういうことについての質疑応答はあったのか、お伺いをいたします。

**○議長（道下和茂君）**

今枝委員長。

**○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）**

そのような質疑応答はありませんでした。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へ。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

この条例に対して反対をするという思いは、正直言ってないけれども、この１行を入れなければ意味がないだろうという思いから、反対の討論に参加をさせていただきます。

今、委員長に対する、報告も聞いたわけでありますけれども、やはり耳の聞こえない人に対して何かをするという、その１行が本巣市から発信できればいいかなという思いが、その条例の中に定められているといいなあという思いをするわけであります。

十数年前に、心臓の悪い方、また見た目では五体満足だけれども、内臓等々、また心臓に何か入っているとか、中が五体不満足ですという人の意思を示すという形で、赤い十文字にハートのついたようなヘルプマークというものを何とか広く世間に知らしめてはどうだということで、当議会でも議論をして、そういうものに対しては市として配付をするというようなことを決定したかと思っております。

ですので、今回このヘルプマークに代わるようなものが全国に今きちんと制定されていないとい

うことを踏まえて言うとするなら、せっかくこの条例をつくる中において、そういうものも発信をしていくという１行が組み込まれていると非常にいいなあという思いをしております。

よって、今回そのような条例の中に、その文言が入っていないことについては非常に残念だと思っておりますので、条例ですので、継ぎ足すことはできるかと思いますけれども、継ぎ足していただくことを希望しながら反対とさせていただきます。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

今枝和子議員。

**○１０番（今枝和子君）**

今、反対の御意見がございましたが、そもそもこの手話言語条例というものは、手話が言語であるということを広く市民に知っていただくための条例であります。それが、条例の制定がスタート地点でありまして、この条例を制定することによって手話が言語であるということが広く市民に周知をされる。その経緯の中において、次には聴覚に障がいをお持ちの方にとってどのような社会をつくっていくことが共生社会を目指していくのかという論点に立ったときに、今、鍔本議員がおっしゃられたような施策も必要になってくるかと思いますが、今この条例の制定の意義に関しましては、手話が言語であるということを広く市民に伝えるという観点から、この条例には賛成をしたいと思いますし、一日でも早くこの上程をすることによって、広く市民に周知される日にちも早くなるかと思いますので、今議会にての条例制定を切に私も願っておりますので、賛成とさせていただきます。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

髙橋知子議員。

**○２番（髙橋知子君）**

反対の立場で討論させていただきます。

私もこの条例の内容に関しては大変すばらしいものばかりであるということは重々承知しているのですが、たくさんの質疑の中で、やはり質疑の答弁のほうが、まず職員の啓発から始めるといったような、この手話を広めていくというところがベースとなって条例がつくられているので、別にこの条例を定めなくとも手話の啓発というのはできることだと思いますし、まず手話の現状を市側も市民側も十分に理解してから、もっと深い条例を改めてつくっていくほうが、実際に手話を使って生活をなさっている方にとってよいのではないかと考え、反対させていただきます。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はございませんか。

〔挙手する者あり〕

吉村議員。

**○１番（吉村知浩君）**

まずは、先ほど今枝議員も言われましたが、手話が言語であるということの定義づけということで、先ほど言われた啓発というのも、手話が言語であるという制定をした後、啓発するという意義はあるのではないかと考えます。手話に対しての啓発はできたとしてもという部分です。

この条例を制定することによって、まずはやって当たり前だよという、手話で話していただくことが当たり前だよということを前提として啓発し、取り組んでいくことで、より聾者がこの本巣市で住みやすい世の中をつくっていく、本巣市をつくっていくという、まずは第一歩ということ、その第一歩の一歩として職員を啓発というのは当然の流れだと思います。その次の一手に期待しつつ、今回の議会では、この言語条例の制定に対して賛成したいと思います。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

今、私は反対の立場で反対討論に参加したわけであります。

また、知子議員も反対の討論をしたわけでありますし、それに伴って賛成討論をした方たちの意見も鑑みると、条例を定めることによって、手話も日本語の一つですよというような形に持っていこうというための最初の手段だというふうに感じております。

私が反対をしたものについては、その後していけばいいというような形の賛成討論等々がありましたので、今回は私の反対討論の中に述べたことも、いずれ入れてもらえるであろうということを鑑みて、今回は賛成のほうに回らせていただきます。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第23号については原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第17　議案第24号から日程第19　議案第26号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第17、議案第24号　本巣市下水道条例の一部を改正する条例についてから日程第19、議案第26号　本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第24号から議案第26号までについては産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長　河村志信議員。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

産業建設委員会より付託案件について報告をさせていただきます。

議案第24号　本巣市下水道条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、専属するを選任しているに改めるとあるが、どういう違いかとの質問に対し、執行部から、事業所の裁量で２つの工事に携わらせることが可能となりますとの答弁がありました。

２つの事業を監督することができるようになるということかとの質問に対し、執行部から、２つの支店で責任技術者を１人ずつ置かなければならなかったところを、２つの支店を１人で選任できるように緩和されたものですとの答弁がありました。

以前から行われていたのではないかとの質問に対し、執行部から、複数の事業所で兼務ができなかったものができるようになりましたとの答弁がありました。

次、工事の監督者の兼務は以前からできていたのではないかとの質問に対し、執行部より、土木工事では以前からやっていましたが、今回は宅内配管の指定店に対しての条例改正となりますとの答弁がありました。

次、改正で複数の事業を監督して受けられるようになったということかとの質問に対し、執行部から、国の見直しにより改正が認められましたとの答弁がありました。

次、大腸菌群数と大腸菌数の違いはとの質問に対し、執行部から、大腸菌及び性質の似ている菌を含めたものを大腸菌群数といいます。今回、大腸菌数のみの測定が可能となったため、国が基準を見直したものですとの答弁がありました。

次、今まで検査されていたものが省かれるのではないかとの質問に対し、執行部から、大腸菌群は汚染のない菌も含まれていましたが、より精度の高い指標へと変更になりましたとの答弁がありました。

次、大腸菌のみを処理するということかとの質問に対し、執行部から、大腸菌のみを抽出することができるようになったため、より高い精度で汚染物質を見分けることができるようになったということですとの答弁がありました。

次、下水からの放流水に人間に害のあるものは大腸菌だけということかとの質問に対し、執行部から、そのとおりですとの答弁がありました。

次、大腸菌以外の菌は条例に規定されているのかとの質問に対し、執行部から、今回は大腸菌に関する改正ですが、他の菌についてはこれまでどおりの基準ですとの答弁がありました。

次、大腸菌以外の指標はとの質問に対し、執行部から、濁度の指標など細かく規定されていますとの答弁がありました。

次、条例の中で菌の名前が規定されているのかとの質問に対し、執行部から、本巣市下水道条例の中で規定されていますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第25号　本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、専属を選任に改めるものかとの質問に対し、執行部から、そのとおりですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第26号　本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、本巣市の規模で監督者や管理者は何人ずつ必要かとの質問に対し、執行部から、現在は１人ずつ置いている状況ですとの答弁がありました。

次、本巣市が１つの事業体で１人でよいのかとの質問に対し、執行部から、そのとおりですとの答弁がありました。

次、これは市の職員のことかとの質問に対し、執行部から、市の職員のことですとの答弁がありました。

次、学科要件を分けなければいけない理由はあるかとの質問に対し、執行部から、現行では土木工学科以外の学科を考慮していませんでしたが、機械工学科や電気工学科であっても必要な基礎工学が履修できているという点から、それらも含まれるようになりましたとの答弁がありました。

次、市職員で水道工事を行うことがあるのかとの質問に対し、執行部から、工事を監督するに当たって置かなければならないということですとの答弁がありました。

次、請負業者に対して監視・監督するための職員の資格と解釈してよいかとの質問に対し、執行部から、そのとおりですとの答弁がありました。

次、請負業者の資格についても改正されているのかとの質問に対し、執行部から、改正されていますとの答弁がありました。

次、規制緩和される安全の担保はとの質問に対し、執行部から、本巣市は小規模事業者となっており、水道全般の経験が積めるため短縮されたと聞いていますとの答弁がありました。

次、本巣市の本管で一番大きな管のサイズはとの質問に対し、執行部から、400ミリですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

**○議長（道下和茂君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第24号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第25号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第25号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第26号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第26号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第20　議案第27号及び日程第21　議案第28号（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（道下和茂君）**

日程第20、議案第27号　本巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について及び日程第21、議案第28号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第27号及び議案第28号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長　今枝和子議員。

**○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）**

議案第27号　本巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、研修等を行う予定はとの質問に対し、執行部から、必要な職員の採用と施設の職員への丁寧な説明を行っていきますとの答弁がありました。

本市の保育士の現状はとの質問に対し、執行部から、国の基準で定められている職員数を確保しています。今後、途中入園等の対応も職員を募集しながら当たっていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

改正によって是正が必要な幼児園はあるかとの質問に対し、執行部から、現在市内の幼児園で必要な改築等はございませんとの答弁がありました。

どの程度の需要を考えているかとの質問に対し、執行部から、令和５年度に子育てに関するニーズ調査を行い、十数名程度と感じておりますが、受入れの想定人数は７名程度を考えておりますとの答弁がありました。

預けたいけど預けられない人が出てくるということかとの質問に対し、執行部から、令和７年度に開園予定の小規模保育施設でも担っていきますので、ニーズに応じて受け入れていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第28号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部から補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、市民に影響が出ることがあるかとの質問に対し、執行部から、市民への影響はありませんとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

**○議長（道下和茂君）**

議案第27号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第27号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第28号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第28号については原案のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第22　議案第35号から日程第27　議案第40号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（道下和茂君）**

続きまして、日程第22、議案第35号　令和７年度本巣市一般会計予算についてから日程第27、議案第40号　令和７年度本巣市下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第35号から議案第40号までについては予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長　髙橋勇樹議員。

**○予算決算委員会委員長（髙橋勇樹君）**

それでは、予算決算委員会の報告をさせていただきたいと思います。

当委員会に付託されました議案第35号から議案第40号までの令和７年度の予算に関する審査の経過と結果について報告いたします。

本案につきましては、付託同日の２月26日に予算決算委員会を開催し、議案の補足説明及び質疑通告書による質疑を行った後、３月10日から12日までの３常任委員会後にそれぞれ予算決算委員会を開催し、補足説明及び議案に対する質疑を行いました。

最後に、３月17日、５回目の予算決算委員会を開催し、議案に対する質疑と委員間の意見交換などを行いました。

採決の結果、議案第35号から議案第37号については賛成多数、議案第38号については全会一致、また議案第39号及び議案第40号については賛成多数で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第36号の令和７年度本巣市国民健康保険特別会計予算の表決に係る意見交換において、特に予算に含まれている国保診療所の診療体制に係る予算については、原案のまま受け入れることは到底できないものと考えるが、地域医療の根幹を支えている診療所の予算を執行できないことによって住民の生活を脅かすことはできないことから、市民の負託を受けた本巣市議会議員として苦渋の決断をして、次年度においてはさらなる削減を求めることにより賛成する旨の意見がありました。

以上、御報告いたします。

**○議長（道下和茂君）**

議案第35号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

澤村議員。

**○８番（澤村　均君）**

本年度のこの予算について、一部反対の討論をいたします。

私は、かねてから市営バスのことについて気になっておりまして、９月議会、12月議会、また今回の３月議会と地域の方々からのバスの在り方についてのいろいろな要望、要請を聞いております。

今回は雪とかいろいろ気象条件もありましたが、特に去年の７月にこの庁舎ができまして、市営バスのダイヤ変更とか減便という問題がありました。その折も、免許証の返納をしたい、してしまったという方からの意見があり、こういうことを知らなかったと。今回、総務のほうで新しいアンケートを取っていただくということで、いろいろバスにもいろいろなアンケートをつくっていただくことができております。

これはこれとして、とにかく今早急に取り組まなければならないのは、高齢者であったり、免許返納者であったり、地域の、私いつも言っておりますが、公平公正な住民サービスを受けられる権利があります。その観点において、こういったダイヤ改正なり、市民の足の確保、これをもう一度深く掘り下げて、市民が納得いけるような交通網を構築していただく。今回のこの予算には反対の意見とします。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありますか。

〔挙手する者あり〕

寺町議員。

**○７番（寺町　茂君）**

賛成の立場から答弁させていただきます。

市長の所信表明の中で、限られた財源の中でより高い成果を目指して選択と集中を繰り返し、新たな施策の推進と財政の健全性の両立を図ってまいりたいと、このような発言がございましたが、今回の予算を見ると、随所にそうした集中と選択の跡が見られます。さらに民生費、それから衛生費、教育費と、市民の安心・安全に直結するような事業に予算をつけていただいております。

確かにどうかと思うようなところもございますが、トータルから見ると、これは私は賛成したいと思いますので、賛成の答弁とさせていただきます。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

私も今回の一般会計予算について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

少々長くなりますので、議長におかれましては、よろしく御配慮のほどお願いをいたします。

今回の予算の中においては、今、澤村議員が言われるように、いろんな形の細かいところについても確かに不同意なところはあると思います。また、賛成討論の中においても、限られた予算の中でというような形の答弁がありまして、それは議員としてよく理解ができるところであります。けれども、議会はどこまでいっても議会であります。つけられなければいけない予算がついていないことについて意見を述べさせていただきます。

議会の中においては、議員各位がいろいろな提言、また市に対しての苦言等々を示すこともある一般質問があるわけであります。その答弁と矛盾するような予算編成がなされていることについて、到底容認できるわけではありませんので、そのことについて、この部分について賛成しかねるということで反対討論をさせていただきます。

私の一般質問の中で、一丸ファルコスの東側の中断している道路工事についての一般質問をしたわけであります。その中において、答弁の中でいろんな答弁がされております。その答弁の中において、立ち退き料の5,000万円というものが初めて出てきたわけであります。この5,000万円という金額は、過去において一遍も出てきたことのない案件でありまして、一般質問の中から真実がいつ出てきたのかなというような格好で、今回初めて表に出されたわけであります。

このことが出された経緯においても、いろいろな臆測を呼んでいるわけであります。この工事については、交差点の改良工事ということであります。この改良工事においては、地域の大西議員から信号をつけるようにということの依頼が、過去から結構今に至るも続いているわけであります。確かに信号をつけることについては反対する立場ではありませんけれども、その要望に従って、この改良工事が進められたというふうに私は思っているし、またそういうような説明も聞いているわけであります。けれども、その角度等々、信号につける角度等々の問題もあって、いろいろな提案がなされた中において、一旦決まった予定案が途中なかで変えられてきたわけであります。そして、国のほうからの補助金等々、また道路改良等々のことについて、市長はじめ私も陳情に行って、多くの予算をいただくことができたわけであります。

そういう報告の中において、信号をつけるということを大前提にした道路の建設というものが計画をされて実行されてきたわけであります。その説明の中においても、立ち退き料の5,000万円というお金は当然出てきたことがないわけであります。

この5,000万円の金額が出てきたことについては、また道路変更において、今中断しておることについては、地域の市民からもいろんな疑惑の声が聞こえてきていることは確かであります。大西徳三郎議員が何らかの形で動いたのではないかと、そのことによって5,000万円が表に出てきたのではないかとか、つけなくてもいいような予算がつけられることになったのではないのかというような臆測も呼んでいるところであります。

その中において、一般質問の中においては、建物の所有者と、またそこに住んでいる住民との立ち退きに対して進展性がないから、今中断をして再開の予定もつけられないというような答弁があったわけであります。

それに対して、私は、道路の計画変更をすることにおいては、国や県からいただいている補助金の返還を求められる可能性があるので、計画変更はできないとしても、今のままのストップではいけないのではないかという質問をしたところ、答弁の中においては、いつ工事が再開できるか分からないので、市民との要望等々を踏まえて、今、土地が購入されている部分を利用して仮設の道路をつけるというような答弁があったかと思うわけであります。

その答弁をよしとするとするなら、今予算の中において、その工事に対する予算が何らかの形で示されているのがしかるべきだと思うわけであります。また、その予算をつけることによって、事実か事実じゃないか分からないけれども、大西議員に対する地域からの疑惑の念も晴らすことができるのではないかという思いをしておるわけでありますけれども、計画変更はできないにしても、仮の計画変更の測量費とか、また工事費が今回の予算に組み込まれていないということは、１年間、またこの大西議員に対する疑惑、いろんな不正疑惑等々がそのまま残っていくと思われますので、それを払拭するためにも、何らかの形で予算をつけてもらわなければいけないと私は思って一般質問をしたわけでありますけれども、今予算の中においては到底ついていない、何一つついていないことについて、この予算を認めるわけにはいきません。

また、議員の信頼回復にもつながる予算であります。事実か事実じゃないか分からない臆測を払拭するためにも、また議員の名誉を回復するためにも、それに適した予算編成がなされてしかるべきだと思っているわけであります。

過去において、議員が関係した不正はたくさんあることも事実であります。けれども、なかなかそれを確定するということに至ることにおいては、２件しか今の現状の中においてありませんけれども、工事をするにおいても、議員の忖度がいい意味でも悪い意味でも働いているということについての疑惑等々もあるわけでありますので、今回の予算の中において、ついていないことについては到底容認するわけにはいきませんので、私の反対の理由とさせていただきます。

議員各位におかれましては、議員の名誉のためにも、自分たちのやるべき行動、議員としての責務をきちんと果たすようにお願いをして、反対に賛成していただくことを切にお願いをして、反対の討論とさせていただきます。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はございませんか。

〔挙手する者あり〕

髙田浩視議員。

**○１１番（髙田浩視君）**

大変貴重な御意見、今、鍔本議員が言われたところ、一番近所に住んでいる議員でありますので、大変僕は聞いていて、地元の交通事情のために大変本当に身にしみるし、賛同したくなるようなお話でございましたが、それはそれといたしましても、今この３月の７年度予算の当初に関しては、やはり今この時期においては、今の現状のまま進めるべきではないかと。

あそこに関しては、もう少し現状をしっかり地権者の皆さんの、地権者といいますか、対象者の地主様の御意見や、現状をよく、日々皆さんの方々の気持ちとか、非常に大変変化しているような感じもしますので、日々、行政の皆さんもしっかり道路の開設に向かって努力していただいていると僕は感じておりますので、そこをして、一刻も早い解決を、鍔本議員が言われたような方法も一つの解決策で僕はあると思いますが、今の現状として、他の予算に影響を与えない範囲でこの予算は通すべきであって、今後道路に関してはそういうことも検討していただきたいと思いますが、このために全体の予算を反対することは僕はいけないと思いますので、今回は賛成させていただきたいと思います。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

先ほど吉村議員は賛成の場で手を挙げましたので、せっかくですので、前も認めておりますので、吉村議員。

**○１番（吉村知浩君）**

予算の賛成・反対を考える上で一番大切なことは、市民にとってどうかといった部分だと思います。

鍔本議員おっしゃられた道路については、予算がついていないから反対するんだということでありましたが、なかなか今現状で暫定道路という部分の話だったと思います。その暫定道路の測量費が幾らになるのかという見積りを取っていない段階で予算に組み込むことも難しいかと思いますので、それについては、ぜひまた分かった時点で補正で対応していただくというような形で、私たち議員も注視しながら、今一般予算については賛成としたいと思います。

**○議長（道下和茂君）**

ほかにございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

今、賛成の討論があったわけであります。その中において、この工事、私が反対した理由の中の

工事については、補正でも組んでいただけるというような答弁があったわけであります。

私も、そうしていただけるということであるとするなら、また議員がそのことについて後押しをしていただけるというふうに感じましたので、反対のことについては賛成とさせていただきます。

**○議長（道下和茂君）**

ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第35号については原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。１時10分から再開いたします。

午後０時05分　休憩

---

午後１時10分　再開

**○議長（道下和茂君）**

それでは、再開いたします。

議案第36号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ちょっと議長、何号」と呼ぶ者あり〕

〔「36、国保」と呼ぶ者あり〕

〔「36号というと国民健康保険」と呼ぶ者あり〕

〔「そう、国民健康保険です」と呼ぶ者あり〕

〔「質疑応答はあるよ、俺」と呼ぶ者あり〕

委員長報告に対する質疑。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

○１３番（鍔本規之君）

何せ後期高齢者ですので。

先ほど手話の話も出ましたけど、だんだん年を食ってくると耳が遠くなりますので、御無礼をいたしました。

今、委員長報告ということで質疑応答はなかったかということでありますけれども、国民健康保険のことについて委員長報告に対する質問をさせていただきます。

これは、根尾の診療所のことだろうというふうに思うわけであります。頂いた資料等々を見ますと、年間に１億から6,000万ぐらいの赤字がずうっと続いている。今回の改正というのか、いろんなことをしながらの中の経緯を５年、10年のものを見せてもらっても赤字解消ということにはなっていない。となるとするなら、委員会の中で、どうしたら黒字になるのか、どうしたら地域医療を守りながらこの赤字が解消できるのかというような提言とか、また質問とか等々なかったのか、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

髙橋勇樹議員。

○予算決算委員会委員長（髙橋勇樹君）

今の鍔本議員からの御質問に関しましては、提言は多数、ここにいらっしゃる議員のほとんどは予算決算委員会の中にいましたので、あったと思いますが、提言は多々ありました。多々ありましたという報告です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

○１３番（鍔本規之君）

この根尾診療所のことに関しては、予算決算委員会の中でも結構質疑応答をさせてもらったわけであります。

また、義務に関する覚書等々も提示をしてもらって、その内容を鑑みると、その当時の職員との契約自体が平成10年４月１日となっているわけであります。そのときの役職名においては、根尾村の村長ということになっております。今は本巣市であります。当然こういうものについては、どこかで書き直さなければいけないだろうという思いをしておるわけであります。その中において、出されたものが変わっていないということになれば、この覚書に準じてのことに従って物事がなされているだろうという思いをするわけであります。

そして、この資料の中に見ると、また予算書の中に見ると、職員の医師に対する賃金が非常に高く掲載されている。特別手当という肩書の特別手当についても、年間に611万5,000円が計上されている。それにプラス職員としての給料等々を鑑みると、表に出ている金額だけで1,750万、これに諸手当等々を含めると年間に2,000万円以上の報酬が予算の中に入っている。そして勤務状態等々を見ると、朝の８時15分から５時までという勤務体系になっていて、それも１週間に１日置きの出勤ということになっている。

だとするなら、他の職員と、また他の病院との比較を見れば、他のお医者さんの半分という稼働日数の中において、給料・報酬だけは他の医療機関のお医者さんと同等の金額をもらっているということになれば、他のお医者さんの給料に換算するなら4,000万以上の年収ということになる。このような報酬を与えていいのかということが一つ問題になるだろうと思っております。

また、それだけの高額のお医者さんに対する報酬を出すことが、市民にとって理解が得られるのかということも思われるわけであります。また、それだけの報酬を２人の医師に払うということについて、地域の市民の方を含めて、本巣市民の人たちがそれをよしとするのかということについては大きな疑問符が湧くわけであります。

これを改善するのには、何一つ難しいことはないのであります。診療所が、動く診療所にすれば済むわけであります。10人乗りぐらいのワゴン車を１つ買って、そして運転手に年間の報酬として2,000万、お医者さんに2,000万、ついてくる看護師に2,000万、合計6,000万払ったとしても、一般会計から出す6,000万、7,000万のお金で優に足りるわけであります。そして、診療報酬というものが何らかの形で手当等々、補助金等々も含めると１億円近い金が入ってくることを鑑みれば、逆に黒字になるではないかという思いをするわけであります。にもかかわらず、それを実行しようとしないようなこの予算に対しては、到底市議会議員としてこれをよしとするわけにはいかないと私は思っています。

ですので、地域医療を守るためにも、継続して守っていくためにも今こそ改革をし、予算編成を組み直し、そして地域の人たちが満足のいくような医療体制をつくることが正しいのではないかというふうに思うわけであります。けれども、残念ながら、今予算の中においてもそのことが提示もされていないし、今後の計画においても、残念ながら5,000万、6,000万の赤字が続きますよということが書かれている以上は、そういう改革等々をする意思がないと取れますので、このことについては当然容認ができませんので、私は反対の立場から反対討論に参加をさせていただき、反対の討論をこれにて終了とさせていただきます。

議員各位におかれましても、議員としての責務をきちんと果たすよう、また住民集会、もしくは市民に賛否を問う行動を取るなりしたときに、その行動と違うような判断をしないことを切にお願いをして、市民の声の代表者としての立場を守ることを切にお願いをして、反対に賛同していただくことを切にお願いをして討論を終わります。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はございませんか。

〔挙手する者あり〕

寺町議員。

**○７番（寺町　茂君）**

私は賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険特別会計というのは、市民の健康維持、さらに長寿の促進等、非常に重要な会計でございます。しかしながら、非常に財政的にはやはり厳しいものがあって、医療費の抑制と安定化に向けて非常に努力がされています。

そんな中、今年度予算を見ると、令和８年度から子ども・子育て支援制度が始まるのに合わせてシステム改修等の予算が含まれております。さらに、一般会計からの繰入金も5.5％の減少という減少に向けての努力がされておりますし、先ほどの診療所の話も随時見直しを図っていくような方向性での予算だと思いますので、私は賛成させていただきたいと思います。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようでしたら、先ほど賛成討論のときに飯尾議員、手を挙げられましたので、賛成のほうの討論をお願いします。

**○４番（飯尾龍也君）**

私は賛成の立場で討論させていただきます。

私は、国保の運営協議会委員としてずうっとこれに携わっており、ようやく改革が進むかなという段階にあります。といいますのも、さきの補正予算を組むときにも全然見通しのつかないような予算立てであったにもかかわらず、そこでやっぱり付託決議という形を発案しまして、それで原案の向こう３年間という結果が出ております。十分それで満足はいたしませんが、これが緒についたばかりですので、これの計画をまず１年やってみて、この１年の間に次のスパン、向こう２年ぐらいをもう一度練り直して行政のほうにお願いして、執行部のほうに。そういう形で前へ進めていくのがよろしいかと思い、この予算には賛成です。以上です。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論ございますか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第36号については原案のとおり可決すること

に決定しました。

議案第37号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第37号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第38号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第38号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第39号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第39号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第40号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第40号については原案のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第28　報告第４号（上程・説明）**

**○議長（道下和茂君）**

日程第28、報告第４号　専決処分の報告について（車両損傷事故に係る損害賠償）を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

**○市長（藤原　勉君）**

それでは、本日追加提案をさせていただきました報告第４号につきまして提案説明を申し上げま

す。

専決処分の報告についてでございます。車両損傷事故に係る損害賠償でございます。

令和６年９月28日に本巣市仏生寺地内の市道糸貫4084号線において発生した車両損傷事故につきまして、地方自治法第180条第１項の規定により損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、都市建設部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（道下和茂君）**

報告第４号の補足説明を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

**○都市建設部長（高橋君治君）**

それでは、報告第４号　専決処分の報告について補足説明をさせていただきます。

お手数でございますが、追加議案書２ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思います。

１の相手方は、岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3317番地202の石原丈士氏です。

２の事故の概要といたしましては、令和６年９月28日土曜日午後６時頃、市道糸貫4084号線を南進していたところ、市が管理するコンクリート構造物、集水ますでございますが、構造物の形状が急勾配となっており、進入した際、フロントバンパーを損傷したものであります。

３の和解の内容といたしましては、損害賠償金を支払い、市及び相手方は本件事故に関し、その他の債権債務がないことを相互に確認しております。

４の損害賠償金額は16万4,937円。ただし、賠償金につきましては全国町村会総合賠償補償保険により対応するものであります。

５の過失割合につきましては、事故発生当時、急勾配の集水ますに対してコーン等で通行できない安全対策がなされていなかったこと、また事故発生前には段差注意の看板が設置されていましたが、見にくい状態であることを判断しまして、全国町村会総合賠償補償保険の幹事保険会社の専門的な判例の分析により、過失割合は市側７割となりました。

補足説明は以上でございます。

**○議長（道下和茂君）**

以上で報告第４号を終わります。

---

**日程第29　議案第41号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（道下和茂君）**

日程第29、議案第41号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

**○市長（藤原　勉君）**

それでは、追加提案をさせていただきました議案第41号につきまして提案説明を申し上げたいと思います。

令和６年度の本巣市一般会計補正予算（第10号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億700万円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、財政調整基金繰入金の増額でございます。

また、歳出といたしましては、今冬の大雪に伴う除雪委託料の増額でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（道下和茂君）**

議案第41号の補足説明を副市長に求めます。

副市長。

**○副市長（谷口博文君）**

それでは、議案第41号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第10号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、１月から２月まで続きました警報級の大雪により想定以上の除雪作業が必要となったことにより、除雪作業委託料が不足となるため必要とする予算をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、追加議案の続きの２ページの次にございます一般会計補正予算書（第10号）の１ページをお開き願います。

第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206億8,187万9,000円とするものでございます。

それでは、６ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、繰入金、基金繰入金の１目財政調整基金繰入金１億700万円につきましては、財源として繰り入れるものでございます。

次に、７ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございますが、土木費、道路橋りょう費の２目道路維持費１億700万円につきましては、先ほど説明させていただきましたように、想定以上の除雪作業により不足となる除雪作業委託料を増額するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（道下和茂君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

○１３番（鍔本規之君）

今、るる説明を受けたわけでありますけれども、この１億700万円の増額については除雪費用、除雪のお金だということでありますけれども、どうも根尾のほうにおいては、今年もっとすごく降ったような気がしているわけであります。この金額で足りるのかなとちょっと心配するわけでありますけれども、この金額で足りるのか、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

お答えいたします。

現在、各委託料につきましては、ほぼ精算のほうが見込みが立っておりまして、この１億700万円で十分足りております。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

鍔本議員。

○１３番（鍔本規之君）

関係各位からいろんな話を聞いたときに、１億5,000万ぐらいは必要かというふうな話も聞いていたわけでありますけれども、計算が済んで、この程度ということであるとするなら結構です。

○議長（道下和茂君）

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

恐れ入ります。当初予算で4,500万円の予算が見込んでおりましたので、今回の補正で約１億5,000万円となっております。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第41号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩します。再開については放送しますので、よろしくお願いします。

午後１時37分　休憩

---

午後１時50分　再開

**○議長（道下和茂君）**

それでは、再開します。

---

**日程第30　発議第２号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（道下和茂君）**

日程第30、発議第２号　刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを議題といたします。

発議第２号について、提出者に説明を求めます。

澤村議員。

**○８番（澤村　均君）**

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてお話をさせていただきます。

まず、文書を読み上げます。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標榜する国にとってはもちろん、住民が冤罪被害者となり得る地方自治体にとっても、その防止や救済は重大な課題であります。

冤罪被害者を救済するための制度としては再審があるが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、証拠開示の問題は重要であり、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠である。現行法にはそのことは明文化した規定が存在せず、対応する裁判官や検察官によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じており、この是正には、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定がなされたのであれば、裁判をやり直す決定だけではなく、速やかに再審公判に移行すべきである。

「袴田事件」で再審無罪決定が確定し、さらには「福井女子中学生殺害事件」で再審開始決定が確定したという事実があります。これらは現行法が有する欠陥の是正が急務であることを如実に示

すものであります。

よって、国においては、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、刑事訴訟法の再審規定について、改正を速やかに行うよう強く要望する。

ここで少し今日の新聞について一言だけ。

若い議員さんもお見えになりますので、分かりやすいことがあります。

オウム真理教による松本サリン事件、この事件で、報道や警察の捜査によって冤罪が起きました。被害者であり第１通報者の河野義行さんは、通報者でありながら、いかにも犯人かというような報道がなされました。そして１年後、地下鉄サリンが起き、これは河野さんの犯罪ではないということがやっと証明をされました。ここの奥さんは今でもまだ療養中です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。令和７年３月21日、岐阜県本巣市議会。

皆様には慎重な審議を行っていただき、賛成いただくように重ねてお願いを申し上げ、意見書といたします。よろしくお願いします。

**○議長（道下和茂君）**

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第２号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第２号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第２号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、発議第２号については原案のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第31　発議第３号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（道下和茂君）**

日程第31、発議第３号　真正中学校グラウンド南土地の測量業務に関する決議についてを議題といたします。

発議第３号について、提出者に説明を求めます。

13番　鍔本規之議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

それでは、発議第３号について提案理由を述べさせていただきます。

この案件につきましては、さきの議会の中でも提出をされたわけでありますけれども、反対意見もないまま無言の中において否決をされた案件であります。

内容については、さきに提出した内容と一言一句違いはありません。その中において、誤解を招かないためにも、また、このグラウンドの測量業務に関する決議ということになっていますけれども、このことに対して誤解を招かないためにも、この真正中学校のグラウンドの問題がいつ発生をし、どういう経緯で物事がなっていったかということについて、賛成する人また反対する人についても知っていただきたいという思いから時系列的に説明をさせていただきます。

この真正中学校のグラウンドについては、その地域の区画整理から事の端を発している問題であります。私がこの地域に来る前、まだその当時の真正中学校ができる前の時代からの延長線上の話であります。

その当時、あの地域にたくさんの土地を持っておられたのが、今問題となっているＡ氏であります。そのＡ氏が自分の思いを、また区画整理をしたときに、自分が持っている面積と区画整理で与えられた面積とがいかにも違うということで、行政に対して異議申立てをしたわけであります。

その異議申立ての中において、昔でいうと縄延び分という、今までごちゃごちゃとなった真四角じゃないような土地、多少凸凹のある面積等々、またその当時の面積というのは正確に測られていなかった可能性もある時代であります。そういう中において、自分の思いと実質測量で得た面積との違いということでトラブルが発生をしたわけであります。

そして、Ａ氏が行政に対して訴えを起こし、結果として行政のほうもある程度のところを認めて、覚書というものが制作されたわけであります。

その覚書の中には、当時の町長さんも署名・捺印をしておりますし、その当時の議長、また有力者と言われる人たちもその覚書の中に署名・捺印をしているわけであります。けれども、どういうふうか分かりませんけれども、その署名・捺印をした覚書が存在するにもかかわらず、当時の議会の議員たちが、そのことを実行する行動を移さなかったことが最大の原因で今に至っているわけであります。

真正中学校の校舎を建てる、またその隣の役場を建てる、文化会館を建てることが優先をされて、その解決をすることなく、先延ばしにして予算編成等々がなされて今に至っているわけであります。

そして、合併という形の中において、そのことも語られることなく、質疑応答することもなく進んできたことに対して、前町長が何とか私の元気なうちにこの問題を解決してほしいということで、瀬川治男議員と大西徳三郎議員に頼まれたと聞いております。

そして、そのことについて解決しようとして、そのA氏のところに出向いたかとは思うんですが、相手にしてもらえなく、やむなく大西徳三郎議員と瀬川治男議員が私のところに来て、何とか解決のために力を貸してくれと頼まれましたので、私は初めてその時点でこの問題を知ることになったわけであります。

そして、瀬川治男議員と、それから大西徳三郎議員、そして私と当事者であるA氏と４名で大野町のところの喫茶店で会って話を聞いたわけであります。そのときが初めてそのA氏と私との対面でありました。そのときに覚書等々いろいろなものを見せてもらい、それなりの判断の中でいろいろとお話をさせてもらいました。

そして、最後にA氏が私に言ったことは、分かったと。鍔本、おまえに任せると言われましたので、それから私も男の責任として、このことに対し、それなりの知識と、またいろんな情報の中において、建設部長等々、また教育長等々の力を借りながら、その真正グラウンドのことについて調べていったわけであります。当然、私も顧問弁護士がいますので、顧問弁護士としての意見も聞きながら事を進めていったわけであります。

その中の一つに、テニスコートのグラウンドの整備問題もあったわけであります。そういうことも含めて、真正のグラウンドの土地の件も含めて全て解決するという形で解決案も提示をさせてもらって、そのことも理解をしてもらって、議会のほうにも説明をしながら予算を組んでいただいたわけであります。

その中の一つとして、テニスコートの整備計画、整備費も約4,000万近い予算をつけていただいて、議会のほうも了解を得たわけであります。

そこまで段取りをしていたわけでありますけれども、それ以後、瀬川治男議員と大西議員が私のところに来まして、ここまでやってもらえればもういいので、あとは私たちでやりますので、私に手を引くように頼まれましたので、はい、分かりましたと言ったわけであります。

その報告を、A氏のところに行っただろうと思うんです。ここからはあくまでも臆測ということでありますので、誤解のないようにお願いをいたします。

これこれこういうふうで、こういうふうになりましたということをA氏のほうに報告に行ったかと思うわけでありますけれども、A氏は、２人の議員に頼んだ覚えはないと。鍔本には任せたけれども、あなたたちに任せた覚えはないと言って、ぽーんと蹴られたところから今の問題に発展をしているわけであります。

そして、それをきちんとまた直すべき問題としてやるべきことをやるという形になって、司法の判断を仰ぐと。そのほうがいいでしょうというような形で、私の顧問弁護士のアドバイスもいただきました。そして、裁判をかけるという形を取ったわけであります。

その中で、裁判を受けるということは、必ず調停といって話合いの場が設けられます。双方の言い分を聞きながら、弁護士同等の人が中に入って調停委員となって、そこで話合いをして、そして議会にも報告のあったように金銭で解決してはどうだという結論に至ったわけでありますけれども、そこからどういう間違いかもしれませんけれども、その当時の市の顧問弁護士が本裁判にかける選

択をしたわけでありまして、そして１審では当たり前の結果が出たわけであります。

その当たり前の結果とは何かというと、市の名義の土地は市のものであると。これは当たり前のことなんです。この結果が出ることは当然分かっている。けれども、その上に何があるかということが本来問題になるわけです。

そして、その次の裁判において、１審では市の名義のものは市のものであるという判決においては、異議申立てをしても勝てるわけがないから、ですので時効取得というもう一つの枝の手法を持って裁判をかけられ、そして時効取得という形でA氏にその権利が認められたというのが流れであります。

このことについての賛否は、ここでは別として、一応市のほうも市長さんの答弁等々も鑑みると、了解をしたということになれば、あとその後の始末をどうするかということが課題になるわけであります。そうなれば、行政は行政としての立場もあり、行政はルールを曲げてまでやることは便宜供与となることもあり、法に触れるようなことはできないという中において、今回の測量業務に関する議決についてということで提案をさせてもらっているわけであります。

その中に書かれていることについては、皆さん、さきのところで吉村議員が説明をした内容で分かっているかと思うんですけれども、どういうわけか知りませんけれども、否決をされたわけでありますけれども、ここに２番目に書いてある、A氏がグラウンドの時効取得で得た土地は、A氏自ら明らかにして、A氏の名義にしていただいた後、土地利用を検討することと２番目に書かれている。

これは、私に言わせれば反対する理由は何もない、当たり前のことなんです。A氏が時効取得で得た土地というのは、A氏の権原において、この土地があなたのものになりましたよということを裁判所が言っている以上、そのA氏の土地というものは、A氏がこの土地ですよということを意思表示しなければならない。した後に、初めてその土地をどうするかということを検討するのは当たり前のことであります。意思表示がされないうちは、まだあの土地は本巣市の土地なんです。

それからもう一点、３番目に、グラウンド使用についてA氏の条件が提示された後、土地を取得するか否か、もしくは貸借にするかを検討することと、これも当たり前のことなんです。A氏の条件が無条件であったとするなら、それを議会として認めるわけにはいかない。無条件とするなら10億よこしなさいと言われたら、10億で従わなければいけない。そんなことを議会が許すわけにはいかない。だから、向こうの条件が出たときに、その条件に提示された後、土地を取得するのか否か、もしくは賃借にするのか検討すると書かれている。

もう一点は、A氏が要望することができるものが１つある。それは、グラウンドのここを私のものということをしてもいいけれども、それよりもそれに同等する場所を、土地を差し替えて、替え地として頂けませんかという提示もなされる可能性もあるわけであります。そうなれば、測量をする必要もないし、また名義を変える必要もない。交換という形になれば何ら問題もなく、全てが解決するであろうということも含めて、この決議書の案として出させていただいているわけであります。

ですので、この内容についてよく審議をしてもらって、どこに間違いがあり、賛成できない理由があるとするなら反対の理由を述べるなり、また今この壇上におる私に対して質問をしていただくなりして採決に臨んでいただきたいと思います。これが決定することによって、今なおA氏と言われる地主と言われる人が何ら意思表示を示してこない、名義も変えていない、そういうことを見ると、進みたくても行政として進めない。ですので、A氏が早く自分の意思表示を示すことを促すためにも、この決議案について賛同していただきたいと思います。

また、賛同していただいた後においては、執行部においては、何とか早くA氏が意思表示をしていただけるようにお願いに行くことを切にお願いをして、私の提案理由とさせていただきます。

**○議長（道下和茂君）**

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

髙田議員。

**○１１番（髙田浩視君）**

１つだけ。

私、今言われたみたいに、12月の時点では、この関する動議は必要ないというふうに判断させていただいたんですけど、今最後のところで、やっぱりこの動議がA氏を動かす……。

〔「動議ではございません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（道下和茂君）**

決議。

**○１１番（髙田浩視君）**

決議ですね、すみません。

この決議が促す、その意思、行動を促すために必要であるという考えということでしょうか。

**○議長（道下和茂君）**

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

この決議文を出すということは、議会の中の総意という形で、早く行動を起こしてくださいというために出すものでありますので、そのように解釈してもらって結構です。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者あり〕

髙橋知子議員。

**○２番（髙橋知子君）**

今の御説明の中で２番のところなんですが、A氏自らが明らかにしという部分で、現在A氏は意思表示をされていないというか、A氏は亡くなられているという、A氏の御家族の方ということで

しょうか。ちょっとその辺もあれなんですが、A氏が意思表示をしないうちはまだ本巣市の土地というふうに言われたんですが、今、A氏側は意思表示をされていないということで、今この土地は、でもA氏の土地なんですかね。

**○議長（道下和茂君）**

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

裁判の最中に当事者であるお父様が亡くなられた。そうなると、日本の法律上は財産分与という形になってくる。ですので、時効取得という権利も子どもたちに分け与えられる。親の財産は、配偶者であるお母さんが２分の１、そのまた２分の１は子どもの数によって分けられるんですが、その２分の１が子どもたちの財産となるわけであります。

当然、今、財産分与等々でどういう話合いをされているか分かりませんけれども、A氏という名前でしか書くことができないので、A氏と書いてあるわけでありまして、その権利を取得している人全部をA氏というふうに解釈してもらって結構だと思います。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第３号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第３号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

澤村議員。

**○８番（澤村　均君）**

今、鍔本議員よりるる説明がありました。

法律的に分かっている部分は裁判で判決が下りていると。その部分だけで、あと個人名がいろいろ出ましたが、全くこれも私たちが何か証拠を持っているわけでもなく、何を信じたらいいのかという疑心暗鬼のままで、今分かっているのは時効取得でA氏、複数のA氏ということしか分かりません。

もう少し市のほうが購入するとか、そういう意思があるかないかとかいうその前に、今、鍔本議員も言われましたが、何が正義なのかというか、まだ私も議員として把握するというか、検討する土台にまだ上がっていないような気がいたしました。この今質問をいたしましたが、法律的以外に

何で解決するのかというのを議員に求めるのはいかがとかと思いまして……。

**○議長（道下和茂君）**

質疑ですか、討論ですか。

**○８番（澤村　均君）**

討論です。

ここで、これで判断をせよというのはかなり難しいと思いますので、少しこれは反対という討論にさせていただきます。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鍔本議員。

**○１３番（鍔本規之君）**

今の澤村議員の反対討論について、お答えできませんので、賛成の中に全部答えを言います。

この議決に関する案というのは、系列、経緯はどうであれ、この中身に書いてあることのみを審議するところであります。よって、過去の経歴において、経緯において、誰がどうしたかということは過去の話であります。よって、ここに書かれていることのみが審議の対象でありますので、誤解のないように御判断のほどよろしくお願いをいたします。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

髙田議員。

**○１１番（髙田浩視君）**

大変僕もお話を聞いて、自分の中で迷いながら今手を挙げさせていただきました。

僕が今考えていることは、今生きるこの本巣市に、特に真正町の、僕は真正中学校の出身者でもあります。今求められているのは、この問題の解決であると思っているんです。それは先送りしない解決であると思っているんです。この決議がそれを後押しできるかどうかというのが、僕の中で迷いなんです。この問題で速やかに、やっぱりこの問題をあと次の世代に先送りせず解決しなきゃいけない。今この問題が、かなりの当事者や周りの人たちを苦しめているという現実があります。これを速やかに取り去って、次の世代に一刻も早くこの問題を解決することが、僕たちの今使命であるし、この議会の使命でもあるというふうに考えております。

今はそういう考えの中、今、反対の立場として意見を述べさせていただいております。以上です。

**○議長（道下和茂君）**

反対の討論でいいですね。反対やね。

**○１１番（髙田浩視君）**

反対です。

**○議長（道下和茂君）**

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

吉村議員。

**○１番（吉村知浩君）**

ただいま髙田議員のほうから反対討論を受けて、全く思いは同じです。僕も真正の議員として、またこのグラウンドを使っていた一元生徒として、いち早くこの問題を解決したいと思います。

この問題に対して、この本巣市議会として、この議決をみんなで賛成して送り出すのかどうか、当事者のＡ氏の立場に立って考えたときに、この附帯決議が潰されるのか、議会の総意として可決されるのか、それが私たちにできることだと考えています。

反対を考えている議員の皆さんには、よく考えて、自分の立場で、この真正中グラウンドに対して何ができるのか考えていただいて、ぜひ賛成していただきたいと思います。

**○議長（道下和茂君）**

ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

飯尾議員。

**○４番（飯尾龍也君）**

私はこれに賛成です。

といいますのは、しっかり読んでいただきたいのは、測量業務に関する、基本的に行政、執行部のほうが測量業務をやったら基本的に利益供与になるんですね。これをまず理解していただきたい。

まず市のほうは敗訴したんですから、まずＡ氏が取得したことで、向こうが境界確定をするのは当然ですし、これは土地取引の上では全く通常の取引です。じゃあ、そこで双方にとって一番利益のあることは換地処分というものがございます。最後に言われた、鍔本議員が。換地処分で他の代替地を用意して、グラウンドの南の土地と相応の土地評価を仮にしてもらって、それと同等分の換地で相殺すれば全くこれは問題ないんですね。

だから、それのためのステージをまず始める段階なんです。これをやらないと全く前に進めないので、これをしっかり皆さん御理解していただかないと、お互いにとってもマイナスだけです。

以上で私の賛成意見として述べます。以上です。

〔挙手する者あり〕

**○議長（道下和茂君）**

髙橋時男議員、反対討論か賛成討論か。

**○６番（髙橋時男君）**

反対なのか賛成なのかよく分かっていないのが現状なんですけど、私なりのちょっと考えをさせ

てもらいますけど、まず議員も行政も共通した願いというのは、今までどおりグラウンドを使わせてもらえると。使う、今の環境のままというのが大前提にありますね。その上で、裁判に負けましたと。土地はA氏のものですよと。これから行政は、A氏の土地を借りるか、それとも替え地という問題もありますけど、借りるか買うかの選択になろうかと思います。

その上で、今、行政というのは、例えば道路を造りたいよ、あるいは公園を造りたいよという場合、その土地に係る土地というのは、その測量費用というのは行政が持っているかと思います。そういう状況を鑑みますと、この２番の100％、A氏に負担をさせるということ自体が、どうしても私の中では腑に落ちないんですけど、その点で反対なのか賛成なのか、ちょっと迷っているというのが……。

**○議長（道下和茂君）**

どちらかはっきりしてください。

**○６番（髙橋時男君）**

じゃあ、反対ということで。

〔「ちょっとちょっとちょっと暫時休憩願います」と呼ぶ者あり〕

**○議長（道下和茂君）**

暫時休憩します。

午後２時26分　休憩

---

午後２時28分　再開

**○議長（道下和茂君）**

再開いたします。

ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

髙橋知子議員。

**○２番（髙橋知子君）**

賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

私の実家の土地が、昨年畑が売れまして、この間、母の確定申告に一緒についていったんですけれども、心配だったので。売ったときには、うちの実家の土地を売ったので、売るときの代金はそこの不動産屋さんと話して、うちの母は幾らで売るというふうに決めていたので、不動産屋さんはその値段で土地を買ったんですけど、測量のお金はうちが出しました。これが普通だと思うんですけれども、何か違うんでしょうか。

現在話が出ているこの真正グラウンドの土地は、普通の土地と違って学校の土地ということで、測量をするのに、普通のうちの先ほどの実家の畑のような話とは少し違うということで、もしかしたらそこに何か考慮は要るかもしれませんが、基本的にそういう流れで土地の売買というのは行われているものだと思います。

ですから、今、裁判所でＡ氏の名義というふうにその土地がなったのに、まだ実際名義変更がされていないというのが問題だと思います。それの発議、それに対しての答えを求めるものが２番。

そして３番は、まだＡ氏がこの土地を売りたいのか貸したいのか、その場合も幾らで売りたいのか貸したいのか、私たちは何の値段も聞いていません。こんな状態で、測量もただじゃないのに測って、買うかもしれないけれども借りるかもしれないけれどもという何にも分からない状態で、その測量の値段だけを出したりするというのは、何か問題があるんじゃないでしょうか。

以上のことより、私はこの決議に賛成します。

**○議長（道下和茂君）**

これで討論を終わります。

これより発議第３号の採決をします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。着席ください。

したがって、発議第３号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**閉会の宣告**

**○議長（道下和茂君）**

以上で本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和７年第２回本巣市議会定例会を閉会いたします。30日間にわたり、大変お疲れさまでございました。

午後２時32分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

議　　長　　道　下　和　茂

署名議員　　臼　井　悦　子

署名議員　　吉　村　知　浩